

1-1-1-30 履行報告

受注者は、契約書第10条の規定に基づき、履行状況を所定の様式（北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅱ土木工事施工管理基準 1-9 履行報告）に基づき作成し、工事監督員に提出するものとする。

1-1-1-31 使用人等の管理

1. 受注者は、使用人等（下請負人又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、使用人等の労働条件、安全衛生その他労働環境の改善に努めなければならない。
3. 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-1-1-32 工事中の安全確保

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成29年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）、港湾工事安全施工指針（（社）日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（（社）日本潜水協会）、作業船団安全運航指針（（社）日本海上起重技術協会）及びJIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
2. 受注者は、工事施工中、工事監督員の承諾及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通大臣官房技術調査課、令和元年）を参考にして災害の防止を図らなければならない。
4. 土木工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、工事監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
6. 受注者は、豪雨、出水、土石流その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかなくてはならない。
7. 受注者は、工事現場における事故防止のため、工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、板囲、柵、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。

1-2-14-2 区画線

- 区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。
JIS K 5665 (路面標示用塗料)
- ガラスビーズは、JIS R 3301 (路面標示塗料用ガラスビーズ) の1号の規格に適合したものでなければならない。
- 道路区画線の材料規格及び使用量は、表2-58を標準とする。
- 黄色塗料については、鉛・クロムフリー対応製品の使用とする。

表2-58 道路区画線の材料規格及び使用量

施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規格	溶融式塗料規格	摘要
	常温式	15cm		48%	37kg	JIS K 5665 1種 B		
	加熱式	15cm		67%	56kg	JIS K 5665 2種 B		
	加熱式	20cm		88%	75kg	JIS K 5665 2種 B		
	加熱式	25cm		111%	93kg	JIS K 5665 2種 B		
	溶融式	15cm	1.0mm	315kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	
	溶融式	15cm	1.2mm	378kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	
	溶融式	20cm	1.0mm	420kg	27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	
	溶融式	20cm	1.2mm	504kg	27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	
中央帯ハッチ	常温式	15cm		48%	37kg	JIS K 5665 1種 B		
横断線	溶融式	15cm	1.5mm	473kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	横断歩道を除く
路面表示	溶融式	15cm	1.5mm	473kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	
横断歩道	溶融式	15cm	1.5mm	473kg	専用散布材 30kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	

※ペイント及びビーズの使用料は1,000mあたり

1-2-14-3 道路反射鏡

- 一般事項
道路反射鏡の鏡面の大きさ及び曲率半径は、表2-59のとおりとする。

表2-59 道路反射鏡

鏡面形状	鏡面数	鏡面の大きさ	鏡面曲率半径
丸形	一面鏡 及び二面鏡	φ 600	1,500
		φ 800	2,200
		φ 1,000	3,000
角形	一面鏡 及び二面鏡	□450×600	3,600以上
		□600×800	

[注] 視距等と考慮して、鏡面の大きさ及び曲率半径を適切に組み合わせる。

2. 鏡面

- 鏡面の材質は、冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305) SUS 304 とし、表面仕上げ B A, 2 B 表面ケンマ JIS R 6001 No.8 仕上げしたものを標準とする。

表3-3 植生工法適応条件表(1/2)

別紙-1

植生工法 条件	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工(土砂系) t = 3cm
適用土質 ()内は細粒土量(75 μ mふるいを通過するもの)の重量比をいう	レキ質土(15%以上50%未満) 砂(5%以上15%未満) 砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	レキ質土(15%以上50%未満) 砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	中レキ(5%以上15%未満) 細レキ(5%以上15%未満) 砂レキ(5%以上15%未満) レキ質土(15%以上50%未満) 砂(5%以上15%未満) 砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)
レキ含有量	0%~80%	0%~20%	0%~30%	0%~30%
土 壤 硬 度	10mm~27mm未満	10mm~23mm未満	10mm~23mm未満	23mm~27mm未満
勾 配	1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上
法 面 垂 直 高	—	30m以下	30m以下	80m以下
有 機 含 有 量	—	3%以上	3%未満	—
土 壤 酸 度 (P H)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下	—
吹 付 用 ホ ー ス 延 長	—	0~200m	0~120m	0~80m
施 工 適 期	施工完了時期が日平均気温-5℃以上までとする。ただし、凍結している法面への施工は行わないこととする。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで

- 注) 1. 土質分類の細粒土量とは、75 μ mふるいを通過する細粒土(シルト、粘土、コロイド)の量をいう。
2. レキ含有量のレキとは、2mm以上75mm以下の粗粒土(細レキ、中レキ、粗レキ)をいう。
3. 現地調査の結果、適応条件に合わない場合は、設計変更を行う。
4. 土壌酸度が適応条件から外れる場合には、土壌酸度矯正のための補助工法を別途考慮すること。
5. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ(平均値)と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
6. 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。
7. 人工芝を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時期までとする。
8. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。
9. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。

1-5-6-3 暑中コンクリート

1. 受注者は、日平均気温が25℃を超えることが予想される時は、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。
2. 受注者は、暑中コンクリートの施工に当たり、高温によるコンクリートの品質の低下がないように、材料、配合、練りませ、運搬、打込み及び養生について、打込み時及び打込み直後においてコンクリートの温度が低くなるように対策を講じなければならない。
3. 受注者は、コンクリートを打込む前には、地盤、型枠等のコンクリートから吸水するおそれのある部分を湿潤状態に保たなければならない。
また、受注者は、型枠、鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合には、散水、覆い等の適切な処置を講じなければならない。
4. 受注者は、コンクリートの打込みをできるだけ早く行い、練りませから打込み終了までの時間は、1.5 時間を超えてはならない。
5. 受注者は、打込み時のコンクリートの温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度が35℃を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。
6. 受注者は、コンクリートの打込みに当たっては、コールドジョイントが生じないように迅速に行わなければならない。
7. 受注者は、コンクリートの打込みを終了した時には、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。
また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防がなければならない。

1-5-6-4 寒中コンクリート

1. 受注者は、日平均気温が4℃以下になることが予想される時は、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。
2. 受注者は、寒中コンクリートの施工に当たり、材料、配合、練りませ、運搬、打込み、養生、型枠及び支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。
3. 受注者は、セメントの急結を防止するため、加熱した材料を用いる場合には、投入する順序を設定しなければならない。
4. 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練りませ、運搬及び打込みを行わなければならない。
5. 受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5～20℃の範囲に保たなければならない。
6. 受注者は、鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。
また、受注者は、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。
7. 受注者は、コンクリートの打込み終了後直ちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。

表5-5 寒中コンクリートの温度制御養生期間

5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド・普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

- [注] 1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。
水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。
2. 湿潤養生に保つ養生日数として、1-5-3-8 養生 に示す期間も満足する必要がある。
3. 「(1) しばしば凍結融解を受ける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。
4. 「(2) まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。

表5-6 養生温度を5℃以上に保つのを終了するときに必要な圧縮強度の標準(N/mm²)

5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	断面の大きさ		
	薄い場合	普通の場合	厚い場合
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	15	12	10
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5	5	5

- [注] 1. 「(1) しばしば凍結融解を受ける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。
2. 「(2) まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。

第2節 適用すべき諸基準

8-3-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年6月)
- (2) 日本下水道協会 下水道施設計画設計指針と解説 (平成21年10月)
- (3) 日本電気協会 内線規程 (平成28年10月)
- (4) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)
- (5) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)
- (6) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)
- (7) インターロッキングブロック舗装技術協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (平成29年3月)
- (8) 日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月)
- (9) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)
- (10) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)
- (11) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)
- (12) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)
- (13) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)
- (14) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)
- (15) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)
- (16) 日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説 (平成4年11月)
- (17) 国土交通省 土木工事安全施工技術指針 (平成29年3月)
- (18) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)
- (19) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版) (平成8年10月)
- (20) 日本河川協会 防災調節池等技術基準(案) (平成19年9月)
- (21) 国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月)
- (22) 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (平成24年3月)
- (23) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (平成26年6月)
- (24) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編：子供が利用する可能性のある健康器具系施設) (平成26年6月)
- (25) 国土交通省 公共建築工事標準仕様書
(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編) (平成31年)
- (26) 国土技術政策総合研究所 防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン
(改訂第2版) (平成29年9月)
- (27) 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり(改訂版) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説(平成29年3月)

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均値(X ₁₀)※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 1	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 2	2	アスファルト舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは標高較差	±90	+40 -15

単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値とする。</p>
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道筋)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均値 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-5
						幅	-50	-
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-5

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらずに延長80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることができる。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。		
3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。		
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

単位: mm

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均値(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均
1	共通編	6 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工(基層工)	厚さ	-9	-3
						幅	-25	-
1	共通編	6 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工(基層工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 mmに1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道沿)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均値 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 7	7	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-2
						幅	-25	-
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 8	8	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-2
						平坦性	-	3 mプロファイラメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の場合で規格値を満足しなければならぬ。また、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 (縁石、地覆等からの下がり等) によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編 (案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編 (案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4 mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求める高さとの差とする。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道筋)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均値 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個以上の場合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 (縁石、地覆等からの下がり等) によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道筋)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均値(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工)	厚 さ	-25	-8
						幅	-50	-
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-8

単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取若しくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均値(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道筋)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均
1	共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5
						幅	-25	—
1	共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4 mm以下 下人力舗設の場合 (σ) 3 mm以下
						目地段差	±2	

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に關し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線200m毎に両側の版縁を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 1. 3次元データーによる出来形管理において「地上型レーザースキナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道筋)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均値(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 下層路盤工)	基準高▽	±40	—
						厚さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 下層路盤工 (面管理の場合))	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起しとして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなればならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求められる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道沿)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均値(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工) 瀝青安定処理工	厚さ	-25	-8
						幅	-50	-
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工) 瀝青安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-8

単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取若しくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができきる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上割で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンス編(案)」、 「地上移動体搭載型レーザーガイダンス編(案)」を用いた出来形管理要領(案)または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(案)を実施する場合、その他に基づき出来形管理を実施する場合、その本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道沿)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均
1	3	1 一般施工	6	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-3
							幅	-25
1	3	1 一般施工	6	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 アスファルト中間層 (面管理の場合))	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 mmに1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(案)または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道俗)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5
						幅	-35	-
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5
						平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメータにより(σ)2.4mm以下
						目地段差	±2	

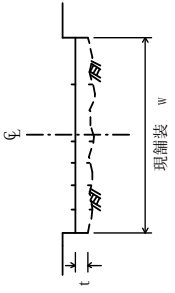
単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>		

2 出来形管理標準 (交通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₀) ※面管理の場合は測定値の平均
5	13	道路修繕	5	1	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)	厚さ t (切削)	-7	-2
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	
						幅 w	-25	
						延長 L	-100	
						平坦性		3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下
5	13	道路修繕	5	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3
						平坦性		3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>厚さは 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、幅は 80m (測点間隔 25m の場合は 100m) につき 1ヶ所。</p> <p>厚さは 40m 毎に現舗装高さ又は切削後の高さとしてオーバーレイ後の基準高との差で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>施工延長 40m 未満 (測点間隔 25m の場合は 50m 未満) の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることが出来る。</p> <p>測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p>	 <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキヤナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキヤナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T S (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として土 4mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>		

3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認						
20 河川土工	材料	必須 その他	土の締め固め試験 土の粒度試験 土粒子の密度試験 土の含水比試験 土の液性限界・塑性限界試験 土の一軸圧縮試験 土の三軸圧縮試験 土の圧密試験 土のせん断試験 土の透水試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
				JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
				JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
				JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
				JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
				JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。								
				地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。								
				JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。								
				地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。								
				JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。								
				施工	必須	現場密度の測定			最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JIS A 1214(砂置換法)	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記より軽い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土：(25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$	実現は、1,000m ³ に1回の割合、又は延床長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で延床長等の場合、1,000m ³ に1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることが可能。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。		
									最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗築調査・試験法(便覧「41-185(安砂法)」) または、 R計器を用いた盛土の締め固め管理による。	【粘性土：(90% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ 又は設計図書による。 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記より軽い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土：(25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土：(90% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ 又は設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。管理単位は、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たり測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を測定している点が存在した場合、は、工事監督員との協議の上で、(再)圧入を行うものとする。 ・R計器を用いた盛土の締め固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Rによる土の密度試験」等による。		

3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 河川土工	施工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・未風化火山灰などの空固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する。 ・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりを用いることができる。 	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧(1)-216	設計図書による。	トライブロイデが悪いとき。		
			球体落下試験	付表4	D=6.3cm以下	<ul style="list-style-type: none"> ・築堤は、1,000m³につき1箇所の割合、または球体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m³に1回とする。 		
			衝撃加速度試験	付表4	密度管理として用いる場合は、目標となる締め度に対応する衝撃加速度。 締め度以外で、締めの曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は、基準となる衝撃加速度以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・築堤は、1,000m³につき1箇所の割合、または球体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m³に1回とする。 		
			土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・当初及び土質の変化時。 		
21 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≤53mm: JIS A 1214(砂置換法) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧(4)-185(実砂法)	締め度95%以上、又は設計図書に示された値。 【締め度による管理】 1. 締度管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとの管理を行う。 2. 締度管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとの管理を行う。 3. 締度管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとの管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・最大乾燥密度(100mmの場合)に適用する。 ・密度管理が不適当な土については、工費、養生の承諾を得て締度、空気間隙率管理とすることが可能。 ・現場密度により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。 		
			土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・最大乾燥密度(100mmの場合)に適用する。 ・密度管理が不適当な土については、工費、養生の承諾を得て締度、空気間隙率管理とすることが可能。 ・現場密度により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。 		
22 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≤53mm: JIS A 1214(砂置換法) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧(4)-185(実砂法)	締め度95%以上、又は設計図書に示された値。 【締め度による管理】 1. 締度管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとの管理を行う。 2. 締度管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとの管理を行う。 3. 締度管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとの管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・最大乾燥密度(100mmの場合)に適用する。 ・密度管理が不適当な土については、工費、養生の承諾を得て締度、空気間隙率管理とすることが可能。 ・現場密度により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。 		
			土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・最大乾燥密度(100mmの場合)に適用する。 ・密度管理が不適当な土については、工費、養生の承諾を得て締度、空気間隙率管理とすることが可能。 ・現場密度により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。 		
23 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≤53mm: JIS A 1214(砂置換法) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧(4)-185(実砂法)	締め度95%以上、又は設計図書に示された値。 【締め度による管理】 1. 締度管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとの管理を行う。 2. 締度管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとの管理を行う。 3. 締度管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとの管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・最大乾燥密度(100mmの場合)に適用する。 ・密度管理が不適当な土については、工費、養生の承諾を得て締度、空気間隙率管理とすることが可能。 ・現場密度により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。 		
			土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・最大乾燥密度(100mmの場合)に適用する。 ・密度管理が不適当な土については、工費、養生の承諾を得て締度、空気間隙率管理とすることが可能。 ・現場密度により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。 		

3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認												
22 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定(粘質土)	または、 R1計器を用いた盛土 の締固め管理による。	<p>■【砂質土】</p> <p>【路体】次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 【路床】次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が、 ・最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) ・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 <p>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様より締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、覆葉より転圧力の大さな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</p> <p>■【粘性土】</p> <p>【路体】及び【路床】自然含水比又はトラフィックヒューズが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下</p> <p>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。</p> <p>又は、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごと管理を行うものとする。</p> <p>路床、路体とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合は、その施工面積を管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>面積</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1,000以上</td> </tr> <tr> <td>(m²)</td> <td>1,000未満</td> <td>1,000未満 2,000未満</td> </tr> <tr> <td>測定</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>点数</td> <td></td> <td>15</td> </tr> </table>	面積	500未満	500以上 1,000以上	(m ²)	1,000未満	1,000未満 2,000未満	測定	5	10	点数		15	<p>・最大粒径<100mmの場合に適用する。</p> <p>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合、は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p> <p>・R1計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。</p>	
							面積	500未満	500以上 1,000以上											
							(m ²)	1,000未満	1,000未満 2,000未満											
							測定	5	10											
							点数		15											
							ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧(4)-210			<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごと管理を行う。</p> <p>2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。</p> <p>3. 土取り場の変化や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>									
							平板載荷試験	JIS A 1215			路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機種と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。								
							現場CBR試験	JIS A 1222			各車線ごとに延重量40mlについて1回の測定を行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。								
							含水比試験	JIS A 1203			【路体】1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、3,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。【路床】100m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。									
							コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧(1)-216			必要に応じて実施。 (例)トラフィックバリエイティブ。									
たわみ量	舗装調査・試験法便覧(1)-227(ハンガルマンピーム)			フルローリングでの不良箇所について実施。																

9-8 整理提出

1. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、工事監督員に提出するものとする。
2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。

9-9 用語の定義

1. 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
2. 「適宜」とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
3. 整理条件の「不要」とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいうが、前条第1項のとおり、電子媒体に格納し提出するものとする。

9-10 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。